

## 統一論題

## 多国籍企業と経済政策

## — 戦略的租税政策の多様性と日本の産業再生 —

洞口 治夫 (法政大学)

## 要 旨

本研究では、多国籍企業をめぐる経済政策のあり方、とりわけ国家による徴税権行使のあり方について検討する。地域連携による関税引き下げ政策と、経済特区における法人税優遇措置を具体例として取り上げる。ASEAN自由貿易地域 (AFTA)、欧州連合 (EU) における多国籍の企業行動をフィールド調査によって跡付けると、多国籍企業の生産・販売の連鎖が域内取引で完結していないことがわかる。また、いずれの地域においても、対中国との競争が意識されていた。中国の経済特区における外国企業に対する課税優遇措置が産業集積を生み出している事実と比較すると、日本の「構造改革特区」では、沖縄を例外として法人税優遇措置が与えられておらず、産業の再生に与える影響は限られたものとなることが予想される。日本とシンガポールとの間に「新時代経済連携協定」が締結されたが、それによって日本国内の構造改革が進むとする一部の研究者の判断は、FTA に対する過剰な期待を表したものにすぎない。

## はじめに

1. 地域市場統合と多国籍企業の行動
2. 輸出加工区・経済特区と産業集積の形成—日本における戦略的課税政策の欠落—
3. シンガポールとの「新時代経済連携協定」

## むすび

キーワード 自由貿易地域 (FTA) 多国籍企業 経済特区 AFTA EU

## はじめに

本研究の目的は、多国籍企業をめぐる経済政策<sup>(1)</sup>として経済特区と自由貿易協定 (FTA) を取り上げ、その影響を評価するとともに、日本経済の再生に資する経済政策とはどのようなものを論ずることである。経済特区と自由貿易地域の双方ともに、国家による合目的な租税政策という側面を持っている。前者は、一国内の特定指定地域における法人税・関税の減免措置を、後者は特定国からの貿易に関する一国全体での関税率引き下げを、その内容としている。本研究では、こうした租税政策の一律適用からの離脱という点を強調する意味で、「戦略的租税政

策」という用語を用いる。その主体は、国家あるいは一国政府である。

1970年代には、多国籍企業による国内市場参入を規制しようとする国と、参入を促進しようとする国々が並存していた<sup>(2)</sup>。前者の代表はボル・ポト派に率いられて国際経済から自国を遮断したカンボジアであった。後者の代表は、アジア NIEs と呼ばれる国ないし地域であった。韓国・台湾・シンガポール・香港といった国ないし地域の目覚ましい経済成長は、多国籍企業による国内市場参入を規制していた国々に対しても大きな影響を与えた。韓国・台湾

## 多国籍企業と経済政策（洞口）

における馬山、高雄という輸出加工区の形成は、東アジアをはじめ、世界の中進国における経済政策類型の先鞭となり、その後、世界各国に輸出加工区が形成された<sup>(3)</sup>。多国籍企業による製品の輸出を条件として、輸入関税を減免し、法人所得税を免除するという政策パッケージによって、技術移転と雇用創出が政策的に企図されたのである。

ヨーロッパを中心とした地域連携は、EUの形成として結実し、ユーロという新たな通貨の生成につながった。それは、北米自由貿易協定（NAFTA）やアセアン自由貿易地域（AFTA）を始め、多数の地域間自由貿易協定の成立につながり、1990年代を特徴づける経済政策の類型を生み出した。自由貿易圏の形成による域内関税の引き下げ政策である。

### 1. 地域市場統合と多国籍企業の行動

自由貿易協定（Free Trade Agreement, FTA）によって域内関税を引き下げることの効果はいくつか主張される。第一は、貿易創出効果であり、域内関税が引き下げられることによって域内貿易が活発化する、という。第二は、貿易自由化への取り組みの過程で、関税手続きの迅速性、透明性、共通性が求められる<sup>(4)</sup>。第三は、域内貿易の自由化により、後方連関効果を持つ産業においては部品・原材料の調達コストが低くなることから、他の自由貿易地域に比較して域内から域外への輸出が有利になることが考えられる。第四は、輸出競争力を求める多国籍企業が、立地先として自由貿易地域内を選択する、と期待される。

地域自由貿易協定によって生まれるとされる、こうしたプラスの効果に対する論理的な反論が成立することに、注意が必要である。第一に、貿易創出効果が生まれても、同時に、貿易転換効果も発生する。したがって、関税保護がなくなることによって貿易数量が減少する可能性もある<sup>(5)</sup>。第二に、関税手続きの迅速性、透明性、共通性は、地域自由貿易協定というよりも世界貿易機関（WTO）のラウンド

において達成が目指されるべき課題とも言える。第三に、域内部品調達比率が高まるためにローカル・コンテンツ規制が適用されることが域内貿易の条件になるとすれば、域内貿易の自由化とは、本質的に規制の網を強めることを意味している。第四に、多国籍企業が、すでに関税を回避するための直接投資を行っていたとすれば、その多国籍企業は生産拠点を集約化するか、あるいは域外からの供給をする可能性がある。また、そもそも、関税率を上回る価格格差が存在する生産拠点が域外に存在するならば、域外からの部品・製品の輸入による供給が行われうる。

洞口[2002]は、1999年から2000年にかけてAFTAにおいて活動する日系企業でのインタビュー調査を行った。そこでの調査結果を要約すれば、以下の三点にまとめられる。第一は、電機電子産業に分類される多国籍企業の子会社は、主要な部品をAFTA域外から調達し、また、域外へ輸出するオペレーションをしていた。そのために、AFTAの形成によって貿易利益が得られると期待していなかった<sup>(6)</sup>。第二に、生産拠点の集約化はゆるやかに行われていたが、それは中国を中心としたコスト競争力のある地域の重要性が増したためであって、自由貿易協定の影響と即断することはできなかった。第三に、自動車メーカーにおいては、BBC以来の部品調達網ができあがっていたために、域内関税を節税することが可能であった。ただし、そのメリットが商品価格の引き下げをもたらして、消費者にメリットを与えているか否かは確定的ではなかった。

洞口[2003b]では、1999年から2002年にかけてフランス、イタリア、スペイン、ドイツ、オランダ、スウェーデン、フィンランドにおいてヨーロッパ、アメリカ、日本の多国籍企業にインタビュー調査を行った結果をまとめた。本稿に関連する事実発見に限定すると、その結果の概要は、以下の二点にまとめられる。第一に、EU市場の成立を引き金としてスペイン、イタリアの生産拠点の集約化を行ったと回答した企業としては、スウェーデンのエリクソン

があった。ただし、それが携帯電話市場での競争力喪失とどの程度関連していたのかは、インタビューでは明らかにならなかった。第二は、EU市場を越えて、域外に生産拠点を持つ企業があった。マルタ島、マレーシア、シンガポール、モロッコ、中国に工場を持つと回答したのは半導体製造大手のSTマイクロ・エレクトロニクスであり、メキシコ、ハンガリー、中国に工場を持つと回答したのは、ノキアを中心とした携帯電話メーカーのための配線基板製造メーカー（EMS）であるエルコテックであった。

自由貿易協定の締結が、域内貿易を活発化させるか否かには議論の余地がある。関税によって守られている商品の価格が下落すれば、その商品の輸入が増えることは論をまたない。しかし、多国籍企業の活動をインタビュー調査によってフォローすると、自由貿易地域の形成や市場統合が、貿易促進的に働くとは確言できない。多国籍企業の活動は、すでに「地域」の枠を越えて広がっているからである。

## 2. 輸出加工区・経済特区と産業集積の形成－日本における戦略的課税政策の欠落－

韓国・馬山、台湾・高雄が輸出加工区の嚆矢であり、多国籍企業の誘致政策が積極的に行われてきたという点で、東アジアには、政策的なイノベーションがあったとみることができる。製造業拠点からの再輸出を条件として、法人所得税を減免し、関税手続きを簡素化するという投資優遇税制のパッケージは、全世界に広がっている<sup>7)</sup>。そのなかで、中国における経済特区は、欧米、日本、アジア、中国国内の企業からの投資を集めて、一大加工基地を形成している<sup>8)</sup>。

上海外高橋保税区連合發展有限公司でのインタビュー<sup>9)</sup>によれば、上海外高橋保税区には、2002年4月現在で5300社の企業が設立されていた。そのうち日系企業は約10パーセント、600社程度であった。外高橋の保税区は1990年に設立された。ここでは、法人を4種類に分けている。①商社・貿易会社、②

パーツセンター（distribution center）、③生産工場、④公共物流である。輸出加工区や開発区とは異なっていて、いくつかの特典ともいえる政策スキームが適用されており、その中心は、法人所得税の優遇策である。たとえば、生産会社の場合には、設立1年目と2年目においてゼロパーセント、3～5年目までが7.5パーセント、6年目以降が15パーセントとなっている<sup>10)</sup>。貿易会社・生産企業ともに設立条件としては20万米ドル以上の登録資本金が必要であり、前者は使用面積20平方メートル以上、後者は、使用面積400平方メートル以上という規定がある。

中国における多国籍企業誘致は、低賃金労働という要素賦存のみを要因としているのではない。中国国内市場の需要を目的とした投資も行われてきた（洞口 [2003a]）が、多国籍企業に対する大胆な税制上の優遇策が採用されていることが重要である。法人税制の優遇措置は、自由貿易協定の締結よりも、多国籍企業の行動に大きな影響を与える。

日本において策定された構造改革特区についてみると、沖縄を例外として税制優遇策は採用されていない。その沖縄でも法人所得税の減免は35パーセントでしかない。税制に関する表面上の公平が維持されているために、地域振興政策としての機能を果たさない可能性がある。日本においては、税制優遇措置を戦略的に発動することによって地域振興につながるという視点がない。日本の産業再生のための重要な政策的ツールとなるべき方策が、無視されているのである。

## 3. シンガポールとの「新時代経済連携協定」

日本・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）は、2002年1月に両国首脳による署名が行われ、2002年11月に発効した。日本が始めて締結した自由貿易協定として、どのような期待がこめられていたかを振り返ると、以下のような論者の主張を見出すことができる。

浦田 [2002] は、次の三点を主張する。すなわち

## 多国籍企業と経済政策（洞口）

「日本にとっての FTA の意義で最も重要なものは、低迷する日本経済の復活に欠かすことができない構造改革の起爆剤となり得ることである」(6 ページ)。また「FTA により相手国の貿易障壁が撤廃されることで、日本企業のビジネスチャンスの拡大につながる」(6 ページ) こと、「FTA は相手国経済にも同様のプラスの効果をもたらす」(6 ページ) こと、そして、日本・シンガポール新時代経済連携協定のように「WTO などの国際的な取り決めにおいて現時点では含まれていない要素を含む EPA (経済連携協定、引用者注) を設立することができれば、日本は国際的ルールの構築に貢献することができる」(7 ページ) という。

木村・鈴木 [2003] は、次のように書く。

「東アジアにおける地域統合の動きの中で、JSEPA が成立したことの意義は大きい。これにより、日本が戦略的に東アジア経済統合を目指す意志を固めていることが誰の目にも明らかになった。また、最初の提案からわずか 2 年で署名にこぎつけていることから、しばしば優柔不断と揶揄される日本も FTA を結んでいく能力を有していることが証明された」(218 ページ)。

筆者は、上記に引用した判断に同意できない。FTA への期待と日本・シンガポール新時代経済連携協定との間にはギャップがある、と筆者は認識する。すなわち、浦田 [2002]、木村・鈴木 [2003] の記述は、主観的であり、かつ、事実と期待をすりかえる論調である。筆者は、エコノミストと呼ばれる人々が「望ましい政策」を議論することを排除するものではないが、しかし、その「望ましい政策」の前提には、周到な社会科学的分析が基礎となっているべきだと考える。

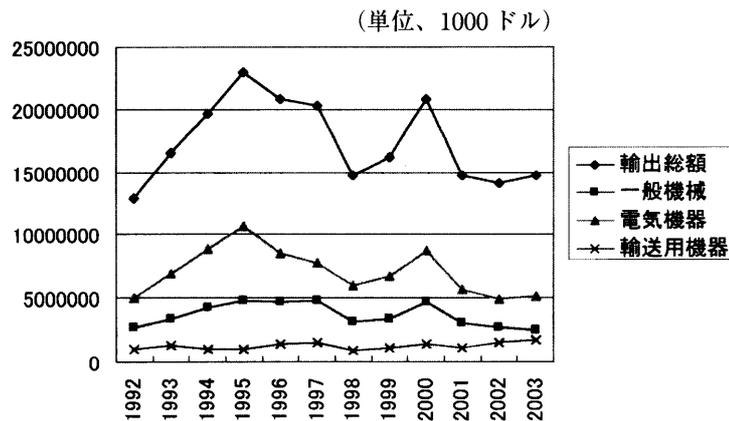
以下、まず浦田 [2002] の主張について三点の疑問を提起したい。

第一に、浦田 [2002] の主張する「構造改革の起爆剤」という効果を日本・シンガポール新時代経済連携協定に見出すことは困難である。この点は、複

数の研究者からの指摘がある。たとえば中北 [2002] は、シンガポールとの交渉の過程で「金魚」の自由化に関して農林水産族議員の反発があったことから、「二国間交渉による国内利権構造の打破という発想はまったく状況認識が甘い」(107 ページ) と指摘している。また、木村・安藤 [2002] が正しく指摘している<sup>(41)</sup>ように、シンガポールとの FTA は、「実効税率ゼロのものをゼロと約束しただけであるから、実質的な自由化のメリットは一切発生しない」(118 ページ) し、「農業部門の保護を継続したいという立場から見れば、まさに『国内の農林水産業に悪影響はいっさい及ばない』」(118 ページ) のである。

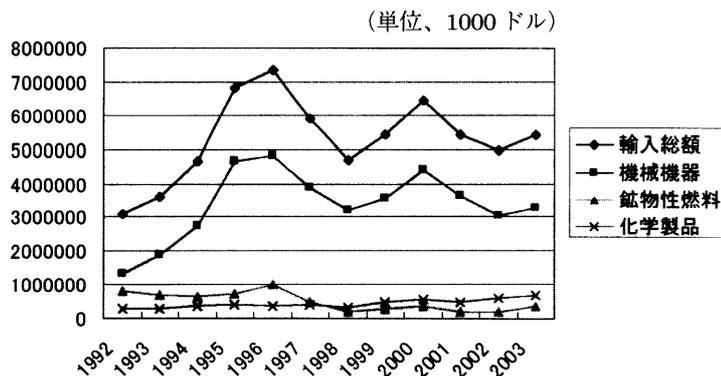
第二に、浦田 [2002] の主張するように、日本・シンガポール新時代経済連携協定は、両国のビジネス・チャンスを広げる、と即断することはできない。第 1 図は日本からシンガポールへの輸出、第 2 図は日本のシンガポールからの輸入をグラフにしたものである。2002 年 11 月に発効した FTA の効果を、わずか 1 年で測定することはできないが、2002 年と比較すると、わずかに上向きであり、1996 年をピークとするトレンドとしては下降局面にあることがわかる。第 1 表には、日本とアジア諸国との輸出入金額の変化をまとめた。2002 年と 2003 年とを比較してみると、日本からの輸出が大きく伸びたのは中国、韓国、タイ、台湾、香港であり、日本への輸入が増加したのは中国、韓国、タイ、マレーシアであった。シンガポールの対日輸出入の変化は、相対的に緩やかなものであったことがわかる。中国との輸出入の増加が、FTA によるものではなく、経済特区の創設を一因としたものであることは前述したが、FTA の創設とビジネス・チャンスの拡大を短絡させることには、疑問の余地がある。山澤 [2002] によれば、374 社から回答を得たアンケート調査の結果、日本とシンガポールとの FTA によって「プラスの影響」を受けるとした回答が約 35%、「影響がない」と回答した企業が 60% に近い比率であったことが報告されている。

第 1 図 日本の対シンガポール輸出金額の推移



(出所) 日本貿易振興会 (ジェトロ) 経済分析部『日本の貿易動向 2003』、104 ページより筆者作成。

第 2 図 日本の対シンガポール輸入金額の推移



(出所) 日本貿易振興会 (ジェトロ) 経済分析部『日本の貿易動向 2003』、104 ページより筆者作成。

第 1 表 日本とアジア諸国との輸出入金額

(単位、100 万ドル、%)

	日本からの輸出			日本の輸入		
	2002 年	2003 年	伸び率	2002 年	2003 年	伸び率
中国	39865.6	57219.2	43.53	61691.6	75192.8	21.88
韓国	28546.9	34675.1	21.47	15454.0	17841.4	15.45
台湾	26202.1	31174.2	18.98	13526.4	14254.4	5.38
香港	25376.9	29784.3	17.37	1416.3	1340.7	-5.34
シンガポール	14152.0	14781.4	4.45	4990.5	5418.8	8.58
タイ	13189.1	15972.9	21.11	10483.8	11837.5	12.91
マレーシア	10992.9	11205.4	1.93	11164.6	12538.6	12.31
フィリピン	8438.2	8967.9	6.28	6515.1	7017.3	7.71
インドネシア	6220.2	7146.8	14.90	14174.1	16357.5	15.40

(出所) 日本貿易振興会 (ジェトロ) 経済分析部『日本の貿易動向 2003』、48、54、60 ページより筆者作成。

## 多国籍企業と経済政策（洞口）

第三に、WTO に比較して先進的な取り決めがなされたか、という点についても慎重な考察が必要である。そもそも、バグワッティ (Bhagwati, [2002]) が指摘する「スパゲッティ現象」のように、二国間 FTA の増殖による原産地規則 (rules of origin) の複雑化は、WTO の貿易無差別の原則を揺るがし、関税手続きのコストを増大させる。バグワッティ＝パナガリヤは、「アマチュアの地政学的政治家や経済地理学者」によって「任天堂のゲーム」(77 ページ) のように貿易地域 (trade blocs) が形成されていく危険に注意を喚起している<sup>(12)</sup>。

木村・鈴木 [2003] の言明も、冷静な判断からは乖離したものである。すなわち、日本・シンガポール新時代経済連携協定 (JSEPA) が成立したことにより、「日本が戦略的に東アジア経済統合を目指す意志を固めていることが誰の目にも明らかになった」(218 ページ) というが、「東アジア経済統合」を目指す「日本」とは、誰のことを指すのか、不明である。すなわち、JSEPA の設立と「東アジア経済統合」とを短絡させ、その「意志」なるものを仮想することは、社会科学の学問的態度とは言えない。2003 年時点までの日本の議会で「東アジア経済統合」を目指すことが決議されたことはなく、日本・シンガポールに続いて交渉が進捗していたのは、日本とメキシコとの FTA であった。

## むすび

FTA の締結を梃子とした日本国内の構造改革、あるいは、日本の産業競争力回復というシナリオは、

日本・シンガポール新時代経済連携協定 (JSEPA) 発効後一年の時点では、実現されていない。すでに洞口 [2001b] で詳細に論じたように、二国間交渉の増殖がもたらす第一義的な効果は、官僚機構の肥大化に他ならない。そして、官僚組織が獲得した FTA 関連予算に誘引されたシンクタンクと学者の「研究」を生み出すことになる。FTA を締結することが善である、という結論の定まった「調査」、「研究」報告書の山が生まれる。

中国における経済特区が世界から多国籍企業を集め、貿易輸出入を増加させていることをみると、日本においても貿易振興のための特区が認められてよい。沖縄は、その先駆的な事例であり、その政策目的と手段、そして経済効果を冷静に分析する必要がある。経済特区の創設は、国内の農業保護と製造業振興とを同時に可能にすることにも、注意が必要である。

農業保護が継続しているのは、農林水産族議員の反発によるものとばかりは言えない。たとえば、農林水産省と経済産業省とに分割されている縦割り行政は、官僚に、組織維持という推進力を与えてしまう。GDP に占める日本農業の比率と、第二次、第三次産業とのバランスを考えると、農林水産省を独立した省として維持していることこそが、すでに、構造改革が不完全である証拠である、といえるかもしれない<sup>(13)</sup>。農林水産省の解体が困難であれば、わずかばかりの関税譲許品目と引きかえに、FTA に関わる官僚組織の肥大化を許していくことになる。FTA により官が潤う。

## 【注】

(1) 産業政策、対日直接投資については、洞口 [1994] [1995] にまとめた。  
 (2) 末廣 [1981]、50～51 ページに掲げられた第 2-5 表には、韓国・台湾をはじめ東南アジア各国の外資導入法、投資奨励法が 1960 年代後半に整備されたことが示されている。

(3) 藤森 [1978] は、1970 年代前半についての事実をまとめている。

(4) 経済産業省編 [2003]、191 ページ。

(5) 比較優位説の理論については洞口 [2001b] において詳細に説明した。

(6) 洞口＝下川 (Horaguchi and Shimokawa.

- [2002]) を参照されたい。
- (7) たとえば、タックス・ヘイブンで知られるパナマにも輸出加工区はあり、アジアに固有な政策という意味ではない。また、保税区も世界各国に事例をみることのできる政策ツールである。
- (8) マレーシアにおける産業集積の形成については、洞口 [2001a] を参照されたい。
- (9) 2002年5月29日、上海外高橋保税区連合発展有限公司でのインタビューによる。なお、このヒヤリングは、(財) 海事産業研究所『アジア経済の行方と物流の将来展望に関する研究会』(座長・渡辺利夫) の一環として行なわれたものである。記して感謝したい。
- (10) 貿易会社の場合は、設立1年目と2年目において1パーセント、3～5年目までが10パーセント、6年目以降が15パーセントとなっている。
- (11) この木村・安藤 [2002] は、木村・鈴木 [2003] と同一の木村教授による分析である。木村・安藤 [2002] は学術論文であり、シンガポールとのFTAに厳密な評価を与え、木村・鈴木 [2003] によるジェトロからの出版物では「JSEPAが成立したことの意義は大きい」と書く。
- (12) 洞口 [2001b] は、このプロセスを「享乐的国際化」と名づけた。政治家、官僚機構、シンクタンク、学者らによって国際的フォーラムが形成され、実質的な取り決めのなされない国際会議の開催によって、多額の税金が支出されていくプロセスを指している。
- (13) たとえば、BSE問題を含む食の安全については厚生労働省に、農林業による国土保全については国土交通省に、第一次産業から第三次産業までのバランスのとれた経済政策は経済産業省にと、農林水産省を解体していくことができなければ、FTAによって実効性のある市場開放が行われることも困難かもしれない。もっとも、その場合でも、官庁の国際化予算か肥大化する可能性は残されており、それをチェックするオンブズマン制度を充実させる必要はある。

## 【参考文献】

- Bhagwati, J. [2002] *Free Trade Today*, Princeton University Press. (北村行伸・妹尾美起訳『自由貿易への道—グローバル化時代の貿易システムを求めて—』ダイヤモンド社, 2004年)。
- Bhagwati, J. and Panagariya, A. [1999] "Preferential Trading Areas and Multilateralism: Strangers, Friends, or Foes?" Bhagwati, J., Krishna, P., and Panagariya, A. eds., *Trading Blocs: Alternative Approaches to Analyzing Preferential Trade Agreements*, chapter 2., the MIT Press, Cambridge: Massachusetts, pp.33-100.
- 浦田秀次郎編著 [2002] 『FTAガイドブック』ジェトロ。
- 木村福成・安藤光代 [2002] 「自由貿易協定と農業問題」『三田学会雑誌』第95巻第1号, 111-137

ページ。

- 木村福成・鈴木厚編著 [2003] 『加速する東アジアFTA—現地リポートにみる経済統合の波—』ジェトロ。
- 経済産業省編 [2003] 『通商白書2003』(財) 経済産業調査会。
- 末廣昭 [1981] 「日本電機・電子産業の海外投資と多国籍化戦略—アジアを中心として—」アジア経済研究所編『発展途上国の電機・電子産業』第2章, アジア経済研究所。
- 中北徹 [2002] 「FTAと日本経済の再編成」浦田秀次郎・日本経済研究センター編『日本のFTA戦略』第2章, 日本経済新聞社。
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)経済分析部 [2004] 『日本の貿易動向 2003年』日本貿易振興機構(ジェトロ)。

## 多国籍企業と経済政策（洞口）

- 藤森英男編 [1978]『アジア諸国の輸出加工区』アジア経済研究所。
- 洞口治夫 [1994]「政府と企業」一寸木俊昭編『経営学—成熟・グローバル段階の企業経営—』第8章, ミネルヴァ書房。
- 洞口治夫 [1995]「対日直接投資—系列は阻害要因か—」植草益編『日本の産業組織—理論と実証のフロンティア—』第12章, 有斐閣。
- 洞口治夫 [2001a]「国際経営—産業集積—」藤村博之・洞口治夫編『現代経営学入門—21世紀の企業経営—』第8章, ミネルヴァ書房。
- 洞口治夫 [2001b]「地域連携の政治経済学—地域主義の流行をどう説明するのか—」末廣昭・山影進編『アジア政治経済論—アジアの中の日本をめざして—』第Ⅱ部第7章, NIT出版。
- 洞口治夫 [2002]『グローバリズムと日本企業—組

- 織としての多国籍企業—』東京大学出版会。
- 洞口治夫 [2003a]「経営戦略—味の素—」吉原英樹他編『ケースブック 国際経営』第2章, 有斐閣。
- 洞口治夫 [2003b]「地域統合と多国籍企業—EU市場における自動車・電機電子・通信産業の動向—」『経営志林』第40巻第3号。
- Horaguchi H. and Shimokawa K. eds.[2002] *Japanese Foreign Direct Investment and the East Asian Industrial System: Case Studies from the Automobile and Electronics Industries*, Springer.
- 山澤成康 [2002]「取り残される『日本のグローバル化』」浦田秀次郎・日本経済研究センター編『日本のFTA戦略』第2章, 日本経済新聞社。